

平成21年生駒市教育委員会第4回定例会会議録

1 日 時 平成21年4月24日(金)午後1時30分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

(1)臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について)

(2)臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市社会教育委員の委嘱について)

(3)臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市学校歯科医の解嘱及び委嘱について)

(4)臨時代理につき承認を求めることについて

(公文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について)

(5)生駒市教科用図書選定委員会の設置について

4 出席委員

委員長 中井公人

委員(委員長職務代理者) 村田浩子

委員 平本重次

教育長

早川英雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長

大津輪 幹 夫

生涯学習部長

長 田 二 郎

教育総務課長

峯 島 妙

教育指導課長

西 井 久 之

人権教育課主幹

中 谷 博 明

学校給食センター所長

奥 谷 茂 治

生涯学習課長

奥 村 直 幸

中央公民館長

生 田 敏 史

芸術会館長

行 元 政 樹

南コミュニティセンター館長

上 埜 秀 樹

北コミュニティセンター館長

奥 田 好

図書会館長

中 村 正 博

スポーツ振興課長

中 井 宏

教育総務課課長補佐

辻 中 伸 弘

教育指導課指導主事

松 田 由 起 子

学校給食センター副所長

平 田 治 樹

生涯学習課課長補佐

西 野 敦

スポーツ振興課課長補佐

吉 岡 秀 高

教育総務課庶務係長

松 田 悟

教育総務課(書記)

楠 下 崇 子

7 傍聴者 なし

午後 1 時 3 0 分 開会

○中井委員長：ただ今から、平成 2 1 年生駒市教育委員会第 4 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第 1、前回及び前々回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 4 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般の報告について、順次報告を受けます。

まず、5 月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、奥村課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 4、報告第 9 号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について）を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：ご説明いたします。本件につきましては、平成 21 年 4 月 1 日付けで施行されました「学校保健法の一部を改正する法律」におきまして、法の名称が「学校保健法」から「学校保健安全法」へ、そして「伝染病」が「感染症」に文言が改められたことに関しまして、当該 2 つの規則の条文にこれらの文言がありますことから、整理するものでございます。

なお、今回の法改正は、学校保健及び学校安全の充実、学校給食を活用した食に関する指導の充実等を図るため、所要の措置を講ずるための改正でございます。

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第 4、報告第 9 号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 5、報告第 10 号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）を議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：ご説明いたします。本件につきましては、生駒市社会教育委員の委嘱について、選出母体であります、生駒市校園長会の役員改選がございましたので、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 5 条第 2 項の規定によりご報告申し上げます。

内容といたしましては、生駒市校園長会からご推薦いただきました、生駒東小学校長の東谷光雄様に社会教育委員を委嘱したものであり、任期につきましては、前任者の残任期間でございます、平成 21 年 7 月 31 日まででございます。

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何かご質問等ございません

か。

それでは本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第10号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第11号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市学校歯科医の解嘱及び委嘱について）を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：ご説明申し上げます。本件につきましては、去る3月27日の第3回定例会で21年度及び22年度の学校医の委嘱にご承認いただきましたが、大瀬中学校の学校歯科医について、歯科医師会から変更の申し出がありましたので、4月15日付けで前任者の廣石様の委嘱を解き、16日付けで新たに西村様に委嘱することにつきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2号の規定により臨時代理いたしましたので、ご報告するものでございます。

なお、今回の委嘱の任期につきましては、前任者の残任期間の平成23年3月31日まででございます。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第11号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市学校歯科医の解嘱及び委嘱について）は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、報告第12号、臨時代理につき承認を求めることについて（公文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について）を議題といたします。教育総務課、峯島課長、よろしくお願いいたします。

○峯島課長：ご説明いたします。本件につきまして、経緯からご説明いたしますと、去る平成20年4月16日に教育委員会内での懲戒処分について、すべての公文書の開示請求があり、情報公開条例に則して部分開示したところ、異議申し立てをされましたので、「生駒市情報公開及び個人情報保護審査会」へ諮問しておりましたところ、平成21年4月8日に同審査会から「部分開示決定は妥当」との答申をいただきました。これを受けて、実施機関は市事務取扱要綱に基づき、異議申し立てに対する決定を答申後15日以内に行い、決定書謄本を送付しなければならなかったため、市教育委員会として棄却を決定いたしました。教育委員会を開催するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2号の規定により臨時代理いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上でございます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、報告第12号、臨時代理につき承認を求めることについて(公文書開示決定に係る異議申し立てに対する決定について)、は、報告のとおり了承することに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第8、議案第14号、生駒市教科用図書選定委員会の設置についてを議題といたします。

教育指導課、西井課長から説明を受けます。

○西井課長：ご説明いたします。教科用図書採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に基づき、生駒市立学校で使用する教科書については、生駒市教育委員会にあります。本年は、平成22年度及び23年度に中学校で使用する教科用図書の採択を、適正かつ公平に行うため、教育委員会の諮問に応じて必要な事項を調査・審議する生駒市教科用図書選定委員会の設置をお願いするものでございます。

なお、今回の教科用図書の内容につきましては、前回の平成17年度の採択の時とほとんど変更がございませんので、調査を省略し、前回の教科用図書調査委員会の資料を基に審議できると考えております。ただ、社会科につきましては、新たに1社が文部科

学省の検定に合格しましたので、調査を行い報告書を作成する予定でございます。

なお、委員の委嘱につきましては、生駒市教科用図書選定委員会の設置要綱に定めております組織構成に基づき、選任してまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。学校教育における重要な案件ですので、選定委員会では必要に応じて十分な調査と審議がなされるよう努めてください。

それでは、本案につきましては原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第14号、生駒市教科用図書選定委員会の設置については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の案件は以上ですが、その他、連絡事項等ありましたら、お願いします。

○中井課長：5月10日に市民体育大会を実施いたします。お忙しいとは存じますが、ご参加、よろしくお願いいたします。

○村田委員：先日、市民体育館を家族で利用しました。ピンポンをしたのですが、半面は卓球台を並べていただき、ラケットも貸し出ししてもらえまして、半面はフリースペースで、雨風も関係なく非常に整った環境で楽しめました。多くの子どもたちに利用してもらいたいと思います。

それから、先日、全国学力テストが実施されましたが、結果が戻ってくる時期等、今後のスケジュールについて教えていただけますか。

○西井課長：前回と同様であれば、8月末か9月初めに結果と調査結果をまとめたデータが、学校と市教委へそれぞれに送付され、ほぼ同時に報道もされると思います。

○村田委員：4月から給食費を値上げしましたが、メニューが良くなったなど何か意見は寄せられましたか。

○奥谷所長：今のところ特に何もございませんが、5月には給食の時間に学校を訪問する予定でございますので、子どもたちから給食全般について、いろいろな意見が聞けるのではないかと考えております。

○平本委員：少しでも本好きの子どもが増えるように、また、子どもたちがより読書に親しめるようにと願っていますが、今年度は、5カ年計画の生駒市子ども読書活動推進計画の最終年度でありますし、これまでから図書館と学校との連携がうまく取れているかどうか懸念されているところです。

日頃から図書館では様々な取り組みをされていますが、司書の人数は十分なのかどうか、また各種取り組み等、現状について教えていただけますか。

○長田部長：図書館からは、司書が学校へ出向き、出前のお話し会やブックトークを行っております。司書の人数は十分とはいえないかもしれませんが、できる限り学校の要望に応えられるよう努めておりますし、今後も学校と連携を深めつつ、取り組んでいきたいと考えております。

○西井課長：確かな学力育成のための検討委員会からの答申を受けまして、今年度は、伝え合う力の育成事業の一つに読書推進を考えております。具体的には、3小学校をモデル校に指定し、週1回ずつですが、各校へ司書を派遣することを企画しておりまして、ただ今、人選を進めているところでございます。

終日、学校に居てもらいますので、図書の整理、貸し出し、本の紹介、低学年向けのお話し会等、いろいろできるのではないかと考えております。また、学校にはボランティアの方もいらっしゃいますし、司書教諭も配置しておりますので、協力しながら進めてまいりたいと考えております。

~~~~~

○中井委員長：委員の皆様にはこの後、工事が終了しました生駒中学校及び生駒台小学校の見学会を予定しておりますので、本日は、これにて閉会いたします。

~~~~~

午後2時5分 閉会